

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ インターネット画面取引は印紙税課税対象外

Q：インターネット画面を利用した商品取引の文書データも、印紙税の課税対象になるのでしょうか。

A：課税対象にはなりません。

### 【解説】

インターネットを通じた商品取引が急激に増加していますが、国税庁はこのほど、インターネット画面による商品取引に関する文書データは、たとえ印紙税の課税文書に該当するような文言がある場合でも、印紙税の課税対象外となることを確認しています。

印紙税の課税対象となるかどうかは、文書が作成されたかどうかの判断が全てで、文書が作成されていないければ、印紙税の課税対象にはなりません。

インターネットの場合、文字は確かにディスプレイ上で確認できますが、物体として認識されるものではなく、データ（信号）が回線を往復するだけです。このようなことから、文書そのものが存在せず、印紙税の課税対象から外れるとの判断です。

インターネットでの取引を別途文書とする場合には、その文書について印紙税の課否判定が行われますが、契約等がインターネット上で完結する場合には、印紙税が課税される余地はないことになります。

なお、インターネット画面を紙に印刷した場合も、自らの有するデータを印刷しただけであって、相手が了知しているわけではありませんので、文書としての効果がなく、印紙税は課税対象外となります。

